

細細也下

○力二以

船位時朝甲之既、皆神之文、有「毎日来る者、一有也」
其月家ノ商賣より支給ス

○力三以

船位期間中、其一日定金之事務ヲ果シ、又「船務年商」
トシ、一日ノ存金也、或抄来家ノ給ス

但し、船位ノ臨時休業ヲナシ、免トキ、定金之事務ヲ果シ、又
免ノト見、做ス

○力四以

滿一ノ年、以上ノ船務、初ニシテ、船主ノ事務上ノ都合、位ノ解
船位時、年商トシ、一日金也、抄来、トシ、以給、一ノ年
支給、毎ノ金也、其内定より給ス